

自治体名	東京都	区分	都道府県
キーワード	専門職団体との協定、家裁と行政・中核機関・専門職との継続的連絡会		

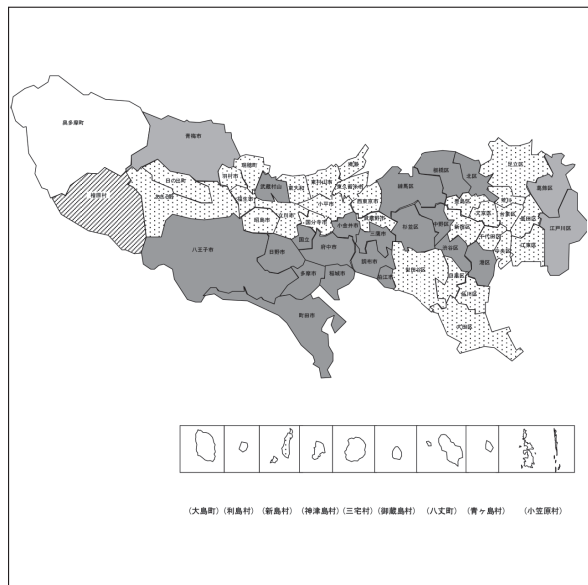
東京都における区市町村支援への取組

I. 概 要

1. 都道府県概要

管内市町村数	62カ所
人 口	13,942,856人
65歳以上の者の人数	3,079,794人
療育手帳の所持者数	91,872人
精神障害者保健福祉手帳の所持者数	121,264人
成年後見制度の利用者数について	
後見の人数	19,997人
保佐の人数	4,130人
補助の人数	1,257人
任意後見の人数	501人
日常生活自立支援事業の利用者数	3,723人
市民後見人の養成をしている市町村数	36カ所
養成者数	1,402人
受任者数	1,030人
養成者数のうち、成年後見人等以外の活動に従事する者の数	317人
県内で法人後見を実施している法人数	—
担い手の状況（受任可能な専門職等）	
（家庭裁判所名簿登録者数） 弁護士 2039人、司法書士 1305人、社会福祉士 567人、 税理士 222人、精神保健福祉士 46人	
市町村長申立数（平成30年度実績）	1243件

（2019年10月1日時点、一部データを除く）



目 次

1. 都道府県概要
2. 「成年後見活用あんしん生活創造事業」と2020年度（令和2年度）へ向けての取組
3. 家庭裁判所との連携
4. 専門職団体との協定締結

2. 「成年後見活用あんしん生活創造事業」と2020年度（令和2年度）へ向けての取組

東京都では、2005年（平成17年）に「区市町村における成年後見制度の利用を促進するための体制整備及び事業の実施を支援することにより、判断能力の低下によって自らの財産管理や日常生活を営むことが困難となった場合に、地域で安心して生活を継続できるよう、成年後見制度の積極的な活用を図ることを目的」として『東京都成年後見活用あんしん生活創造事業』を創設しました。

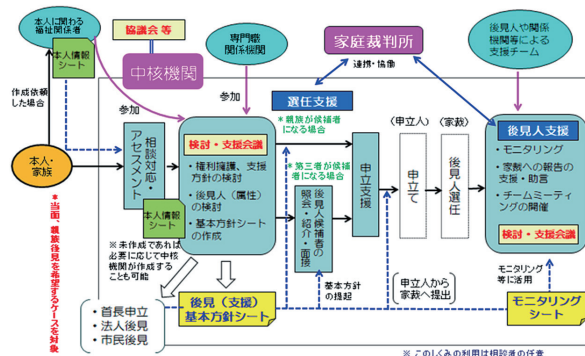
2019年（令和元年）10月の時点で51区市町が「成年後見制度推進機関」（以降、推進機関。多くを区市町村社協が担っている）を設置しています。

東京都においては、この事業で必須事業とされる「成年後見人等の支援」、「地域ネットワークの活用」、「運営委員会の設置」を担う推進機関は、国が示す基本計画における中核機関の機能の相当部分を満たしている、と考えています。

都は、区市町村及び推進機関からの相談への対応や、困難事例等の研究・研修企画運営などを東社協へ委託し、制度の普及やP R、後見人養成の支援を行っています。

また、都では市民後見人を「社会貢献型後見人」と称し、平成17年度からその養成研修を実施してきました。平成26年度以降、区市町村が地域の実情に応じて養成から支援まで担うこととして以降も、養成研修の企画運営を中心的に担う区市町村社協へ、テキストを発行したり、講義資料を提供したり、プログラム案を提示する、などの支援を東社協を通じて行っています。さらに、区市町村等からの相談へ対応できる社会福祉士等の職員や、困難な事例への対応のための専門職（弁護士、司法書士、精神科医、学識経験者等）のアドバイザースタッフの配置、会議の開催や研修、研究会議の企画・開催の事業も、東社協へ委託しています。

《参考》「成年後見制度の新たな選任・利用支援のしくみ」イメージ図



利用促進法に基づく国の基本計画が示されてからは、東京家裁・東京都・東社協及び三士会で協議を重ね、平成元年4月、「地域と家庭裁判所の連携による成年後見制度の新たな選任・利用支援のしくみ」の運用を開始し、東京都のあんしん生活創造事業の新たな補助メニューにも位置付けました。この新たなしくみでは、区市町村（中核機関）ごとに「検討・支援会議」を設置し、「後見（支援）基本方針シート」を作成の上、それを家裁と共有することにより、後見人の選任前から選任、選任後まで、一貫して意思決定支援と身上保護を重視した支援を実現することをめざしています。

また、これまで以上に、成年後見制度に特化した事業ではなく、日常生活自立支援事業等も含めた、判断能力が不十分な方への権利擁護支援のための事業として、都民や関係者に周知しています。

2020年度（令和2年度）は、国のK P I も踏まえ、都のあんしん生活創造事業の新規補助メニューとして、「区市町村体制強化への支援」として、区市町村計画の策定及び進行管理等の助言を受けるために、区市町村が専門職団体へ専門職の派遣を要請する費用を10/10の補助率で実施する予定です。

3. 家庭裁判所との連携

東京都は、人口規模に比して、家庭裁判所の支部や出張所数が全国的に見ても大変少ない地域です。本庁と立川支部、島しょ部に出張所が2か所です。立川支部は、支部といっても全国で4番目に申立件数が多い家裁であり、利用促進法ができるまでは、本庁と立川支部の書式が異なっていたり、運用に違いがみられることが多くありました。

しかし利用促進法が施行されてからは、合同の会議がこれまで以上に多くなり、また、利用する側の立場としての行政や社協、専門職団体からの意見も踏まえ、書式が統一化され、運用に違いがみられないようになってきました。

利用促進法が施行される前から、東京都、または東京家庭裁判所が主催する全体的なネットワークに関わる会議体が年に1、2回開催されていました。

2018年2月頃、東京家裁立川支部から専門職団体（弁護士会、リーガルサポート、社会福祉士会）に、「利用促進法が施行され、基本計画が示されたけれど、家裁は行政と社協の組織の違いもわからない。これからどのように地域と連携して

いけばよいか、ぜひ、間に入って連携の可能性を探る連絡会を開催してほしい」という声かけを行い、まずは家裁と専門職での協議が行われました。そこで、専門職から「区市町村や区市町村社協に声をかけるときには、東京都、東社協に間に入ってもらう方が効果的である」との助言を受けた家裁は、専門職団体を介して、東京都、東社協とやりとりを行いました。

東京家裁立川支部の管轄の30の市町村と市町村社協を対象として、昨年度は5回の連絡会が開催され、次年度以降、家裁の担当者が代わっても継続される予定です。

この立川支部の動きを参考に、本庁からもこの地域における連絡会ができないだろうかと相談をうけた、東京都が主催して同様の連絡会を試行的に2回開催しました。

こうした機会等を重ねることで、家裁と区市町村との連携をより一層推進する必要があります。

4. 専門職団体との協定締結

「2.」の「あんしん生活創造事業」では、区市に設置された推進機関に専門職が運営委員として関与することで、成年後見制度の利用だけでなく日常生活自立支援事業等も含めた支援方針が検討され、地域における権利擁護支援のあり方が広がりました。その実績を踏まえ、より広い権利擁護支援に資する事業として積極的に推進していくためには、制度について専門的知見を有する専門職団体との連携が重要である、との東京都からの

声をきっかけに、東京の3つの弁護士会、リーガ



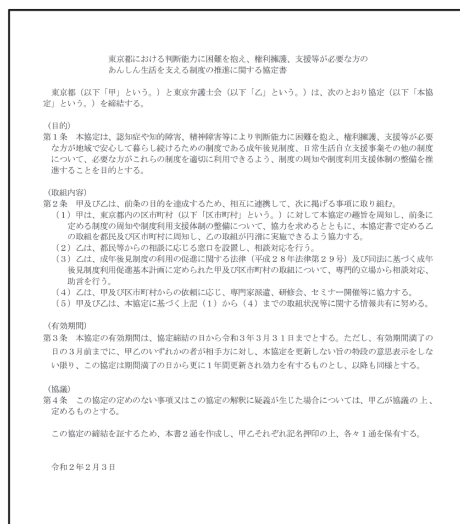
専門職団体との協定締結時の写真

ル・サポート東京支部、東京社会福祉士会の5団体との間で「判断能力に困難を抱え、権利擁護、支援等が必要な方のあんしん生活を支える制度の推進に関する協定」が2020年2月に締結されました。（東京弁護士会との協定を添付、同様の内容で他の4団体とも協定が結ばれました）

専門職団体が独自に区市町村支援について定期的に協議してきた場に、2018年度から、「2」で記述した「新たなしくみ」を検討することと、東京都と東社協も加わることになりました。東京家裁立川支部における連絡会（「3」で記述）の開催が協議に加わった契機でした。この協議の中で、専門職による区市町村への働きかけや、区市町村の実施状況を知ることができ、区市町村に温度差があること、専門職の活用が区市町村の取組を推進している因子になっている地域があることも把握できました。

このような状況を踏まえ、都としても専門職団体との連携を強化することが、区市町村の支援につながると考え、2019年夏から各団体に協定の締結についての打診を始め、翌年2月の締結となりました。

都は、協定締結や成年後見あんしん生活創造事業の区市町村支援策の拡充等により、制度の利用促進に向けた体制整備をより一層支援していきたいと考えています。



東京都における判断能力に困難を抱え、権利擁護、支援が必要な方のあんしん生活を支える制度の推進に関する協定書

担当者より

予算ありきではなく、現場で本当に必要とされていることが何なのかを慎重に考え、バランスよく取組むことが必要だと思います。そのために東京都でもどう家裁や専門職団体と協力し、連携・協働体制を確立していくかが問われていると思います。

成年後見においては本人がメリットを実感できるような制度・運用が必要であり、成年後見制度利用促進法ではそのような方向が目指されたといっていよいと思います。それに東京でもまず取り組んでいきたいと思っています。



■参考URL 連絡先

東京都 福祉保健局 生活福祉部 地域福祉課
<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/smph/joho/soshiki/seifuku/chiiki/index.html>
東京都社会福祉協議会地域福祉部
<https://www.tcs.w.tvac.or.jp/activity/kenriyogou.html#kouken>